



山形県公報

令和3年11月9日(火)
第254号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1099
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……1100
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1101
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……1102
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……1103
- 生活保護法による指定介護機関の指定の辞退……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……1104
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1105
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第842号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|---------------------|-----------|
| 定期巡回ステーションさんゆう    | 米沢市西大通二丁目2番30号      | 令和3.1.8   |
| イオン薬局米沢店          | 米沢市春日二丁目13番4号       | 同 9.1     |
| イオン薬局酒田南店         | 酒田市あきほ町120番地の1      | 同         |
| かえで薬局末広町店         | 寒河江市末広町2番35号        | 同         |
| イオン薬局天童店          | 天童市芳賀タウン北四丁目1番1号    | 同         |
| イオン薬局東根店          | 東根市さくらんぼ駅前三丁目7番15号  | 同         |

|               |                       |   |
|---------------|-----------------------|---|
| ウエルシア薬局南陽三間通店 | 南陽市三間通28番地の1          | 同 |
| 大江町薬局         | 西村山郡大江町大字左沢875番地15    | 同 |
| イオン薬局三川店      | 東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番地1 | 同 |

**山形県告示第843号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
宝田薬局  
鶴岡市北茅原町1番21号

- (2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地    |              | 変更年月日       |
|---------------|--------------|-------------|
| 変更前           | 変更後          |             |
| 鶴岡市茅原字草見鶴29番4 | 鶴岡市北茅原町1番21号 | 令和 3. 8. 28 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
共創未来 ちわら薬局  
鶴岡市北茅原町2番10号

- (2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地   |              | 変更年月日       |
|--------------|--------------|-------------|
| 変更前          | 変更後          |             |
| 鶴岡市茅原字草見鶴109 | 鶴岡市北茅原町2番10号 | 令和 3. 8. 28 |

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
山形県立こころの医療センター  
鶴岡市北茅原町13番1号

- (2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地     |              | 変更年月日       |
|----------------|--------------|-------------|
| 変更前            | 変更後          |             |
| 鶴岡市茅原字草見鶴51番1号 | 鶴岡市北茅原町13番1号 | 令和 3. 8. 28 |

- 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
エール薬局 ちわら店

鶴岡市北茅原町14番12号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地    |               | 変更年月日       |
|---------------|---------------|-------------|
| 変 更 前         | 変 更 後         |             |
| 鶴岡市茅原字草見鶴48番地 | 鶴岡市北茅原町14番12号 | 令和 3. 8. 28 |

5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

共栄堂薬局ちわら店  
鶴岡市西茅原町13番26号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地      |               | 変更年月日       |
|-----------------|---------------|-------------|
| 変 更 前           | 変 更 後         |             |
| 鶴岡市茅原字西茅原43番地 3 | 鶴岡市西茅原町13番26号 | 令和 3. 8. 28 |

山形県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 池田内科医院 浜中診療所      | 酒田市浜中字上村372番地10     | 令和 3. 3. 31 |
| さくら調剤薬局東根店        | 東根市中央二丁目18番4号       | 同 8. 1      |
| 医療法人前田整形外科クリニック   | 米沢市春日二丁目6番51号       | 同 8. 5      |
| 林 歯 科 医 院         | 酒田市富士見町一丁目10番8号     | 同 8. 12     |
| コスモ調剤薬局春日店        | 米沢市春日二丁目6番52号       | 同 8. 31     |
| イオン薬局米沢店          | 米沢市春日二丁目13番4号       | 同           |
| イオン薬局酒田南店         | 酒田市あきほ町120番地の1      | 同           |
| イオン薬局天童店          | 天童市芳賀タウン北四丁目1番1号    | 同           |
| イオン薬局東根店          | 東根市さくらんぼ駅前三丁目7番15号  | 同           |

|                 |                       |   |
|-----------------|-----------------------|---|
| イ オ ン 薬 局 三 川 店 | 東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番地1 | 同 |
|-----------------|-----------------------|---|

**山形県告示第845号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
訪問介護事業所「グリーン」  
最上郡最上町大字向町43番地の1
- (2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称             |               | 変更年月日      |
|-----------------------|---------------|------------|
| 変 更 前                 | 変 更 後         |            |
| 最上町社会福祉協議会「指定訪問介護事業所」 | 訪問介護事業所「グリーン」 | 令和 3. 4. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
訪問入浴介護事業所「グリーン」  
最上郡最上町大字向町43番地の1
- (2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称               |                 | 変更年月日      |
|-------------------------|-----------------|------------|
| 変 更 前                   | 変 更 後           |            |
| 最上町社会福祉協議会「指定訪問入浴介護事業所」 | 訪問入浴介護事業所「グリーン」 | 令和 3. 4. 1 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
通所介護事業所「グリーン」  
最上郡最上町大字向町43番地の1
- (2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称             |               | 変更年月日      |
|-----------------------|---------------|------------|
| 変 更 前                 | 変 更 後         |            |
| 最上町社会福祉協議会「指定通所介護事業所」 | 通所介護事業所「グリーン」 | 令和 3. 4. 1 |

## 山形県告示第846号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類                       | 指定介護機関の所在地           | 廃止年月日       |
|-----------------|-------------------------------------|----------------------|-------------|
| 上嶋歯科医院          | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導            | 新庄市末広町2番24号          | 令和 3. 5. 25 |
| デイサービスおうら       | 通 所 介 護                             | 鶴岡市大山二丁目36番33号       | 同 6. 30     |
| デイサービスかがやき      | 通 所 介 護                             | 東田川郡三川町大字袖東4番9号      | 同 8. 1      |
| 介護老人保健施設ローズむらやま | 介護老人保健施設<br>通所リハビリテーション<br>短期入所療養介護 | 村山市大字本飯田字柳堤2486番地の65 | 同 8. 31     |

## 山形県告示第847号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関は、その指定を辞退した。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称  | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地   | 辞退の効力発生年月日  |
|------------|---------------|--------------|-------------|
| ライフサポート杏の里 | 訪 問 介 護       | 長井市成田1878番地2 | 令和 3. 9. 29 |
| ライフサポート杏の里 | 居 宅 介 護 支 援   | 長井市成田1878番地2 | 同 10. 31    |

## 山形県告示第848号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町大字富田地内及び同郡大蔵村大字赤松地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年11月1日から令和4年2月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第849号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名         | 地区名  | 工事完了年月日  |
|-------------|------|----------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 中田地区 | 令和3年6月7日 |

**山形県告示第850号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名         | 地区名  | 工事完了年月日  |
|-------------|------|----------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 大浦地区 | 令和3年6月9日 |

**山形県告示第851号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|-----------------------------------------|------|-------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字大森山外28国有林2032林班り小班から<br>同 まで | 旧    | 12.0メートル<br>} 5.0 | 112メートル |
| 同 上                                     | 新    | 16.0メートル<br>} 5.0 | 同 上     |

**山形県告示第852号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|----------------------------------|----|------|--------------------|--------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字芦沢国有林2031林班ち小班から<br>同 | まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 14.0 | 70メートル |
| 同                                | 上  | 新    | 24.0メートル<br>} 14.0 | 同上     |

**山形県告示第853号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月9日から同月23日まで縦覧に供する。  
 令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 西郡居口線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字大森山外28国有林2032林班り小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月9日

**山形県告示第854号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月9日から同月23日まで縦覧に供する。  
 令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 西郡居口線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字芦沢国有林2031林班ち小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月9日

**山形県告示第855号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
 令和3年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
 鶴岡市の一部（温海川流域、庄内小国川流域、五十川流域）  
 酒田市の一部（日向川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
 令和3年10月15日から令和4年2月25日まで
- 3 作業の種類  
 公共測量（航空レーザ測量）

令和3年11月9日印刷  
令和3年11月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県